

代 表 者 变 更 届

宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(第62条において準用する第53条第1項)の規定により届け出ます。		
異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

様式第18号（第23条及び第26条関係）

助成金の支給を行った場合の実績の提出書

[illegible]

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第44条第 1 項の
認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第44条第 1 項の認定を受けたので、法第
49条第 4 項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及
び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び
法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提
出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び
翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 から 13 までに掲げる書類については、法第44条第 2 項の申請書の添付資料として所轄庁に
提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第58条第 1 項の
特例認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第58条第 1 項の特例認定を受けたので、
法第62条において準用する法第49条第 4 項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第 1 号の規定による法第45条第 1 項第 2 号から第 9 号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第 2 項において準用する法第44条第 2 項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第51条第 2 項の
有効期間の更新に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第51条第 2 項の規定による有効期間の更新を受けたので、法第51条第 5 項において準用する法第49条第 4 項（第 1 号に係る部分を除く。）の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 法第51条第 5 項において準用する法第45条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号イ、ハ及びニ、第 4 号、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類並びに法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類のうち法第51条第 5 項において準用する法第44条第 2 項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち法第51条第 5 項において準用する法第44条第 2 項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 3 有効期間の更新に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 法第51条第 5 項において準用する法第45条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号イ、ハ及びニ、第 4 号、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち、所轄庁への提出を省略したものが含まれる場合には、以下の欄にその名称を記入すること。

書 類 の 名 称

- 3 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

特定非営利活動促進法第53条第 4 項の都道府県知事に対する
認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第53条第 4 項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 から 13 までに掲げる書類については、法第44条第 2 項の認定、法第51条第 2 項の有効期間の更新又は法第63条第 1 項の合併の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第53条第 4 項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

特定非営利活動促進法第62条において準用する同法第53条第 4 項の
都道府県知事に対する特例認定特定非営利活動法人の事務所の
新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第62条において準用する法第53条第 4 項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第 1 号の規定による法第45条第 1 項第 2 号から第 9 号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第 1 項の特例認定又は法第63条第 2 項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第53条第 4 項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

様式第15号（第21条及び第26条関係）

定款変更の認証を受けた場合の提出書

宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒	電話（ ） —	
	従たる事務所の所在地	〒	電話（ ） —	
	（フリガナ）			
	法人名			
	（フリガナ）			
	代表者の氏名			
	認定（特例認定）の有効期間	自	年 月 日	至
特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（第62条において準用する第52条第2項）の規定により提出します。				
定款変更の 認 証 日	定 款 変 更 の 内 容	添 付 書 類	チェック欄	
		・ 社員総会の議事録の 謄本 ・ 変更後の定款	☐ ☐	

様式第21号（第27条関係）

合 併 認 定 申 請 書

宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電 話 () — F A X () —	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準 ☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人
	☐ 認定の有効期間 ☐ 特例認定	自 年 月 日 至 年 月 日	
事業年度	月 日 ~ 月 日		
特定非営利活動促進法第63条 第1項 第2項 の合併の認定を受けたいので、同条第3項の規定により申請します。			
法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区 分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認 定 ・ 特 例 認 定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認 定 ・ 特 例 認 定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認 定 ・ 特 例 認 定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。			

(合併認定申請書次葉)

申請法人名	
-------	--

[illegible]

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第 1 項の
合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第63条第 1 項の合併の認定を受けたので、
法第63条第 5 項において準用する法第49条第 4 項の規定により、下記に掲げる書類を提出
します。

記

- 1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 3 合併当初の財産目録
- 4 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及
び住所又は居所を記載した書面
- 5 役員名簿
- 6 定款
- 7 合併の認証に関する書類の写し
- 8 合併の登記に関する書類の写し
- 9 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 10 法第63条第 5 項において準用する法第45条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を
説明する書類（ 9 を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する
書類の写し
- 11 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 12 合併の認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によっ
て設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。
- 3 9 から 11 までに掲げる書類については、法第63条第 5 項において準用する法第44条第 2 項の
申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第 2 項の
合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第63条第 2 項の合併の認定を受けたので、
法第63条第 5 項において準用する法第62条において準用する法第49条第 4 項の規定により、
下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 3 合併当初の財産目録
- 4 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 5 役員名簿
- 6 定款
- 7 合併の認証に関する書類の写し
- 8 合併の登記に関する書類の写し
- 9 法第63条第 5 項において準用する法第62条において準用する法第45条第 1 項第 2 号から第 9 号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 10 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 11 合併の認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。
- 3 9 及び10の書類については、法第63条第 5 項において準用する法第58条第 2 項において準用する法第44条第 2 項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。